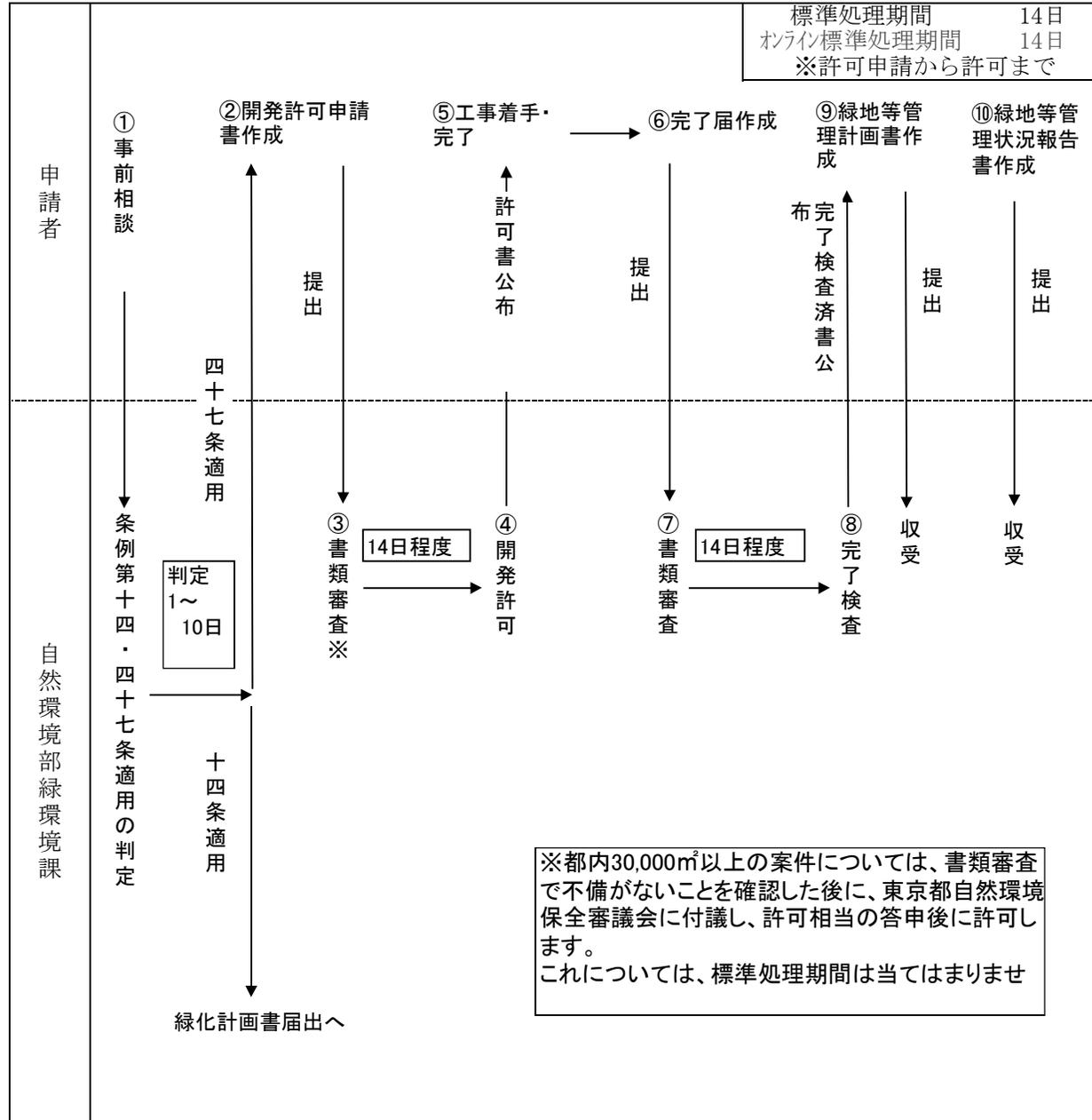


事務処理フロー図

作成部署 環境局自然環境部緑環境課指導担当 電話 42-645、646

事務名 東京における自然の保護と回復に関する条例第47条に係る許可

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

番号	項目	説明
1	事前相談	23区、島しょで建築などを行う敷地の面積が、1,000㎡（公共250㎡）以上の場合、事前相談を行い、書類審査及び現地調査による判定をし、第14条又は第47条のいずれに該当するのか判定します。（事前相談は要予約）
2	開発許可申請	47条が適用された場合は、申請者が条例に基づいた申請書（正副二部）を作成し、提出します。
3	書類審査	申請書類の記載漏れ、添付書類の不足等がないか、条例で定める許可条件に適合しているかを審査します。
4	開発許可	自然環境部長又は緑環境課長の決裁後、許可書を交付します。
5	工事着手・完了	許可書交付後に着手します。
6	完了届作成	工事完了後、原則として14日以内に、完了届を提出します。
7	書類審査	書類に記載漏れ、添付書類の不足等がないかを審査します。
8	完了検査	書類審査及び現地立会い検査により、許可条件に適合しているか検査します。緑環境課長の決裁後、完了検査済証を交付します。
9、10	緑地等管理計画書・状況報告書作成	確保された緑地等の管理計画並びに管理状況報告書（完了後1年）を作成し、届出します。